

熊本県公報

号外 第 16 号の 14
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県認定こども園の認定に関する規則……………(少子化対策課) 1

規 則

熊本県認定こども園の認定に関する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 35 号

熊本県認定こども園の認定に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 18 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号。以下「省令」という。）及び熊本県認定こども園の認定基準に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、法、省令及び条例で使用する用語の例による。

(職員資格の特例)

第 3 条 条例第 4 条第 3 項ただし書の保育士の資格を有する者で規則で定めるものは、現に当該施設で保育の業務に従事している者であって、幼稚園の教員免許状の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して知事が適当であると認めるものとする。

2 条例第 4 条第 4 項ただし書の幼稚園の教員免許状を有する者で規則で定めるものは、現に当該施設で保育の業務に従事している者であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して知事が適当であると認めるものとする。

3 条例第 4 条第 3 項又は第 4 項の規則で定める期間は、認定こども園の認定を受けた日から起算して、3 年間とする。ただし、当該認定を受けた日から 3 年を経過する日において、知事が特別な事情があると認める場合に限り、当該 3 年を経過する日から起算して更に 3 年間とする。

(保育者の資質の向上)

第 4 条 条例第 7 条に規定する規則で定める事項は次のとおりとする。

- (1) 子どもの教育及び保育に従事する職員の資質は教育及び保育の要であり、職員自らが資質の向上に努めること。
- (2) 子どもの教育及び保育に従事する職員が、日々の指導計画を作成し、教材の準備を行い、及び研修を受けるための時間を確保できるよう配慮すること。
- (3) 幼稚園の教員免許状を有する職員と保育士資格を有する職員が相互に理解できるような取組を行うこと。
- (4) 認定こども園の園長を含めた職員の研修を充実させるよう研修計画を作成し、実施すること。
- (5) 職員が研修に参加する機会を確保できるよう配慮すること。
- (6) 認定こども園の長の認定こども園を 1 つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用する調整能力が向上するよう努めること。

(子育て支援事業)

第 5 条 条例第 8 条に規定する規則で定める事項は次のとおりとする。

- (1) 子育て相談、親子が集う場の提供、地域の子育て世帯への訪問等の保護者への支援を通して保護者の子育ての能力の向上を積極的に支援すること。
- (2) 市町村と十分に連携して、地域の子育て支援に関する要望を把握するとともに、当該要望に即した事業を実施すること。
- (3) 親子が集う場の提供を週 3 日以上行う等、保護者が子育て支援事業の利用を希望するときに利用できるようにすること。
- (4) 子育て支援事業に携わる職員の子育て支援に必要な専門性及び資質を向上させていくこと。

(5) 地域の子育てを支援するボランティア、NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により認証を受けたものをいう。）及び保健所、児童相談所その他の専門機関等地域の人材や社会資源の活用を図ること。

（認定の申請）

第 6 条 法第 4 条第 1 項の申請書は、認定こども園認定申請書（別記第 1 号様式）とし、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- (2) 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- (3) 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- (4) 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- (5) 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書
- (6) 教育及び保育に従事する職員の研修計画書
- (7) 子育て支援事業の実施に関する書類
- (8) 管理運営体制に関する書類
- (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

（変更の届出等）

第 7 条 法第 7 条第 1 項の規定による変更の届出は、変更しようとする日から起算して 30 日前までに、認定こども園認定変更届出書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

2 省令第 6 条第 1 号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 条例第 2 条第 1 号イに該当する幼保連携型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に 100 分の 5 を乗じて得た数
- (2) 条例第 2 条第 2 号アに該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に 100 分の 5 を乗じて得た数
- (3) 条例第 2 条第 2 号イ（イ）に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に 100 分の 5 を乗じて得た数
- (4) 条例第 2 条第 4 号に該当する地方裁量型認定こども園 当該認定こども園である認可外保育施設の入所定員のうち満 3 才以上の幼児の数に 100 分の 5 を乗じて得た数

3 省令第 6 条第 2 号の知事が定めるものは、子どもの 1 日の活動内容とする。

（運営状況の報告）

第 8 条 法第 8 条第 1 項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書（別記第 3 号様式）により行うものとする。

2 省令第 7 条の知事が定める日は、毎年 7 月 1 日とする。

3 省令第 7 条第 2 号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の配置に関する事項
- (2) 職員の資格に関する事項
- (3) 施設設備に関する事項
- (4) 教育及び保育に関する事項
- (5) 保育者の資質向上に関する事項
- (6) 子育て支援に関する事項
- (7) 管理運営等に関する事項
- (8) その他知事が必要と認める事項

4 省令第 7 条第 3 号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育及び保育の目標並びに主な内容に関する事項
- (2) 子ども 1 日の活動内容に関する事項
- (3) 認定こども園の利用料に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 6 条関係)

認定こども園認定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 -

申請者 住 所
氏 名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 4 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、認定こども園の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定を受けようとする施設	名称		施設の種類別	<input type="checkbox"/> 幼稚園	
	所在地			<input type="checkbox"/> 保育所	
	電話番号			<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	
	名称		施設の種類別	<input type="checkbox"/> 幼稚園	
	所在地			<input type="checkbox"/> 保育所	
	電話番号			<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	
認定こども園の名称					
認定こども園の長となるべき者の氏名					
保育を行う子どもの数	区分	満 3 歳未満の子ども	満 3 歳以上の子ども	小計	合計
	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児	人	人	人	人
	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児以外の子ども	人	人	人	

教育及び保育の目標並びにこれらの主な内容	(教育及び保育の目標及び理念)				
	(教育及び保育の主な内容)				
	保育時間・開園時間		長時間利用児	短時間利用児	開園時間
		平日	: ~ :	: ~ :	: ~ :
		土曜	: ~ :	: ~ :	: ~ :
日・祝日					
長期休園日					
子育て支援事業の内容	実施する内容	実施場所	開催日・時間		

添付書類

- 1 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- 5 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書
- 6 教育及び保育に従事する職員の研修計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する書類
- 8 管理運営体制に関する書類
- 9 その他知事が必要と認める書類

別記第 2 号様式 (第 7 条関係)

認定こども園認定申請事項等変更届出書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、同法第 4 条第 1 項各号に掲げる事項等を変更したいので、次のとおり届け出ます。

認定こども園の名称			
認定こども園の長の氏名			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
変更予定年月日	年 月 日		

別記第 3 号様式 (第 8 条関係)

認定こども園運営状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 -

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、認定こども園の運営の状況について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

(1) 省令第 7 条第 1 号関係

認定こども園の名称					
認定こども園の長の氏名					
保 育 を 行 う 子 ど も の 数	区 分	満 3 歳未満の 子ども	満 3 歳以上の 子ども	小 計	合 計
	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児	人	人	人	人
	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児以外の子ども	人	人	人	

(2) 省令第 7 条第 2 号関係

施 設 の 概 要	職員配置		幼稚園教諭	保 育 士	調 理 員	看 護 師	嘱託医
	常 勤						
	非常勤						
施 設 設 備 等 の 概 要	園舎面積	m ²		保育室の面積	m ²		
	屋外遊戯場の面積	m ²		調理室に有無	有・無		
学級数	学級						

(3)省令第 7 条第 3 号関係

教育及び保育の目標並びにこれらの主な内容	(教育及び保育の目標及び理念)				
	(教育及び保育の主な内容)				
	保育時間・開園時間		長時間利用児	短時間利用児	開園時間
		平日	: ~ :	: ~ :	: ~ :
		土曜	: ~ :	: ~ :	: ~ :
日・祝日					
	長期休園日				
子育て支援事業の概要	実施する事業概要		実施場所	開催日・時間	
子どもの1日の活動内容	長時間利用児		短時間利用児		
	時間	活動内容	時間	活動内容	
利用料	長時間利用児				
	短時間利用児				

添付書類

- 1 職員の配置の基準を満たすことを証する書類

- 2 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- 5 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書
- 6 教育及び保育に従事する職員の研修計画書
- 7 管理運営体制に関する書類
- 8 その他知事が必要と認める書類